

令和元年5月31日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 本多 滝 夫

### 諮問事項に関する答申

令和元年5月9日付け1長対広第15号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

#### 記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用
  - ・長岡京市男女共同参画計画第7次計画策定に向けた市民への意識調査実施に伴う住民基本台帳の目的外利用について
  - ・長岡京市第4次総合計画第2期基本計画策定に向けた市民アンケートに係る個人情報の目的外利用について
- 2 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく外部提供
  - ・ふるさと納税に関する個人情報の外部提供について
- 3 個人情報保護条例第8条第2項第5号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集
  - ・消費税増税に伴うプレミアム付き商品券事業実施に伴う、要配慮者に関する個人情報の収集について
  - ・ふるさと納税に関する本人以外の個人情報の収集について

以上

## 答 申 書

答 申 番 号	令 1 - 3	答 申 日	令和元年5月31日
審 議 件 名	ふるさと納税に関する個人情報の外部提供について及び本人以外の個人情報の収集について		
審 議 日	令和元年5月13日		
内 容			
<p>令和元年5月9日付で市長より、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく外部提供及び第8条第2項第5号の規定に基づく本人以外の者からの個人情報の収集として本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、所管課である広報発信課の説明を受け、以下の通り確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・今年11月からふるさと納税の返礼品提供を開始する。</li><li>・寄附者からの申請書受領ルートは、①ふるさと納税ポータルサイト、②ふるさと納税申請書（紙ベース）、③市ホームページ受付フォームからの3種である。</li><li>・返礼品提供の開始にあたり、寄附者から市に提供されたふるさと納税申請情報を、返礼品事業者へ外部提供することとなる。</li><li>・提供項目は、住所、氏名、電話番号、メールアドレスである。</li><li>・寄附者に対しては、ポータルサイト上、申請書及び市ホームページ受付フォームに、あらかじめ個人情報を事業者へ提供する旨を掲示し、申請を受領する。</li><li>・返礼品を、贈答用として送付されることも想定している。</li></ul> <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報の外部提供及び収集については問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①贈答用の送付先として、寄附者本人以外の者の情報を提供する場合も想定される。そのような場合も含めて、個人情報の外部提供について寄附者に十分理解させること。</li><li>②事業者に対しては、個人情報保護の遵守について覚書を締結し、本業務以外での利用を制約すること。</li><li>③収集した個人情報は適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄すること。</li></ol>			